

紛争調整委員会等による紛争解決手続等

参考資料 2

- ◎ 現在、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争(「個別労働紛争」)については、個別労働紛争解決促進法や男女雇用機会均等法等における以下の仕組みにより、その解決が図られている。

		個別労働紛争解決促進法	男女雇用機会均等法 育児・介護休業法／パートタイム労働法 ※1
① 企業内での解決手続		自主的な解決に努める	自主的な解決に努める
② 都道府県労働局での解決手続	労働局長による援助	助言・指導	助言・指導・勧告
	紛争調整委員会への委任	あつせん	調停
	意見聴取	関係当事者 関係労働者を代表する者 関係事業主を代表する者	関係当事者 ※2 関係労働者を代表する者 関係事業主を代表する者
	出頭命令	—	—

- ◎ 法律上の義務の履行確保のための措置

○ 厚生労働大臣による是正	—	報告徴収、助言・指導・勧告 ※3
公表	—	上記勧告に従わない場合、公表 ※4

※1 男女雇用機会均等法等については、一部の規定において個別労働紛争解決法の適用除外規定を設け、別途その取扱いを規定。

※2 男女雇用機会均等法では、第11条第1項に関する調停について、「当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者」から、育児・介護休業法／パートタイム労働法では、「関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」からも意見聴取ができる旨規定。

※3 厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、都道府県労働局長が実施。

※4 厚生労働大臣名で公表。パートタイム労働法は公表規定なし。